



# 島根県報

平成30年3月23日（金）

号外第29号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【規 則】**

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

（人 事 課） 2

**公布された条例等のあらまし**

## ◇職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第15号）

## 1 規則の概要

- (1) 旅費の調整の基準に係る規定の整備（第9条第1項関係）
- (2) 赴任に伴って最も経済的な通常の経路及び方法により移転した場合において、移転料定額で移転料の実費を支弁することができないときの移転料の額は、移転料定額に、当該額の10割に相当する額の範囲内の額を加算した額とすることとした。（第9条第3項関係）

## 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

---

**規 則**

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県規則第15号**

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の旅費に関する条例施行規則（昭和27年島根県規則第61号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中第10号を第11号とし、第2号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 私事のために目的地から直ちに滞在地に到着する旅行の場合において、目的地から滞在地に至る旅費額が目的地から在勤地に至る旅費額より多いときは、当該旅行については、目的地から在勤地に至る旅費を支給する。

第9条第3項第5号中「6割」を「10割」に改める。

**附 則**

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の職員の旅費に関する条例施行規則第9条第3項第5号の規定は、この規則の施行の日以後に命ぜられた赴任に伴う移転について適用し、同日前に命ぜられた赴任に伴う移転については、なお従前の例による。